

国民年金には 障害への保障があります

住民税務課（住民チーム）
電話 0994-22-3039
住民生活課（民生チーム）
電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所
電話 0994-42-5121

保険料納付要件
障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しな

ければならない期間」のうち、三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件（三分の二要件）」を満たす必要があります。

※前記①の「保険料を納めた期間」には、サラリーマン（第二号被保険者）およびその被扶養配偶者（第三号被保険者）の期間もふくまれます。

※前記②の「保険料を免除された期間」は、全額免除のほか、四分の一免除、半額免除、四分の三免除、若年者納付猶予制度または学生納付特例のいずれかの期間とされます。

※四分の一の免除、半額免除または四分の三免除された期間について、残りの保険料納を納めなかった期間は「保険料未納期間」となりますので、ご注意ください。

なお、前記の「三分の二要件」「特例要件」いずれについても、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料をおさめたとしても、資格要件を満たすことはできません。くれぐれもご注意ください。

裁定請求の手続き

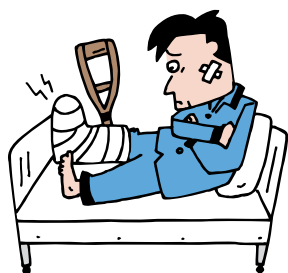
障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があります。その窓口は市区町村役場となっていて、必要な用紙もあります。

用紙には「診断書」もあり、それについては、医師に記載を依頼することになります。

なお、障害年金を支給するか否かの審査は、社会保険事務所で行なわれます。

その他の詳細については、市区町村、社会保険事務所または医師の方と相談ください。

※厚生年金に加入中に初診日のある病気・けがで障害になったときには、障害基礎年金とは別に「障害厚生年金」が支給されますが、その場合の請求先は、現在または最後に勤めていた事業所を管轄する社会保険事務所となっています。



錦江町定住促進用地（旧営林署跡地）分譲のご案内

締切せまる!

| 分譲区画 | 5区画 |
|------|--|
| 分譲面積 | No.1 374.70㎡（約113坪） |
| | No.2 435.02㎡（約131坪） |
| | No.3 391.19㎡（約118坪） |
| | No.4 393.91㎡（約119坪） |
| | No.5 595.51㎡（約180坪） |
| 分譲価格 | No.1 6,800,000円（約60,000円/坪） |
| | No.2 7,632,000円（約58,000円/坪） |
| | No.3 6,863,000円（約58,000円/坪） |
| | No.4 6,315,000円（約53,000円/坪） |
| | No.5 9,727,000円（約54,000円/坪） |
| 申込条件 | (1) 20歳以上60歳以下の個人 |
| | (2) 契約日から2年以内に申込者本人が住む住宅を建築し、錦江町民となる個人 |
| | (3) 売買契約と同時に契約保証金として分譲価格の10分の1を納入し、3ヶ月以内に分譲価格の残り全額を納入できる個人 |
| | (4) 営利目的の購入でないこと |
| 分譲方法 | 申込みは1人1区画とし、1区画に申込みが2人以上ある場合は抽選により決定します。 |
| 申込方法 | 役場総務課に備え付けの申込書に記入、押印のうえ申し込んでください。（電話での申込みは受け付けません。） |
| 添付書類 | 1. 申込者及び入居予定者全員の住民票謄本 2. 納税証明書 |
| 申込先 | 錦江町総務課財政管財チーム（本庁舎2階） ☎ 22-0511 |
| 申込期限 | 平成21年5月11日（月）～平成21年7月31日（金） 午後5時まで |



※ 場所は、スーパードラッグコスモス大根占店となり